

平成 31 年 2 月 20 日

神奈川県社会保険労務士会
川崎北支部会員各位

川崎北支部
支部長 村野 正明

平成 30 年度 第 9 回支部会・第 5 回研修会開催のお知らせ

会員の皆様には、日頃より支部事業にご理解・ご協力をいただき有難うございます。

さて、いよいよ 4 月からの働き方改革関連法の施行を迎えるにあたり、下記のテーマをラインナップしての研修会および支部会を開催いたします。多数の会員の皆様のご参加をお待ちしております。

記

日時：平成 31 年 3 月 7 日(木) 13 時 30 分~17 時 00 分

会場：川崎市総合自治会館 第一会議室
川崎市中原区小杉町 3 丁目 1 番地 TEL 044-733-1232

研修会 研修時間：13 時 30 分~16 時 45 分(休憩含む)

テーマ 1 改正労働基準法についての解説、及び事務手続き等 (13 時 30 分~15 時 00 分)
～ 3 6 協定届様式の詳細、年次有給休暇の事業主の時季指定等～
講師：労働基準監督署監督官 (講師は現在監督署にて選任中)

休 憩 (15 時 00 分~15 時 15 分)

テーマ 2 働き方改革の全体像 (15 時 15 分~16 時 45 分)

講師：厚生労働省労働条件政策課
神奈川県社会保険労務士会藤沢支部社会保険労務士
山崎秀夫氏

[講師コメント]

今回、私がお話しする「働き方改革」は、全体像についてです。「働き方 改革」は、ある意味の「構造改革」と言えます。全国の 97%が中小企業ですので、中小企業の働き方を少しでも変えようとするのが目的です。例えば、取引慣行の見直し、中小企業への支援、休憩時間制度の導入などがメインとなります。

支部会 16 時 45 分~17 時 00 分
支部長より連絡事項

※終了後に懇親会 (参加費：2,000 円程度)を行います。参加希望の方はメール (様式不問) または FAX (本用紙の申込欄に氏名を記入) でお申込み下さい。

【申込欄】

◇参加申込：支部事務局・桜井宛 (メール又は FAX 044-201-4671)

平成 31 年 2 月 28 日(木)までにお申込み下さい。

懇親会申込者 : 氏 名 _____

以上